被ばく線量管理の対象及び方法について

- ① 業として除染等を行う労働者は、以下の(A)及び(B)を合算し、職業被ばく限度(注3)を超えない管理をする。
- ② ボランティア等は、計画的避難・警戒区域の外側で、年数十回程度を上回らない回数(実効線量が年1mSvを十分

に下回る範囲内。これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)の作業とする。

空間線量 $(\mu Sv/h)$

個人線量管理の義務付け(A)

(作業による実効線量が年5mSv-50mSv)

- 個人線量計による外部被ばく測定
- ② 粉じんの発生度合い、土壌の放射性物質濃度に応じて、内部被ばく測定

※ 概ね計画的避難区域、警戒区域の内側になる見込み (計画的避難区域等の区切り線は3.6uSv/h(24時間換算で年20mSv) であるが、最近の文科省のモニタリングによると、当時の区切り線の 線量は相当減少し、2.5uSv/hと同等かもしくは下回る程度。)

2.5μSv/h (週40時間、 52週換算で、 5mSv/年)

線量管理不要

(作業による実効線量が 年1mSvを十分下回る)

(2.5µSv/hで、一日8時間、30日 作業したとして最大0.6mSv)

簡易な線量管理(B)

(作業による実効線量年約1-5mSv) (2.5µSv/hで、週40時間、52週間

作業したとして最大約5mSv)

線量管理を義務づけるが、簡易な方法とする (例)代表者測定、空間線量からの評価等、 個人線量計を使わなくても可とする。

0.23µSv/h (24時間換算 で、年1mSv)

(年数十回(日)程度

ボランティア等は、この回数を上回らない範 囲で作業する。(これ以上は、業として除染 作業等を行う頻度と見なせるレベル。)

作業頻度 (回数(日数) ガイドラインで規 定する事項

ボランティア、住 民、農業従事者、 自営業者、自らの 事業所の除染等 を行う労働者

業として除染等を 行う労働者のみ (省令事項)

(注1)除染等の作業は、 高濃度の汚染土壌等を 取り扱う作業とする

(注2)実効線量は、事業 者の管理下において被ば くしたものに限る(職業性 被ば()

(注3)被ばく限度は、ICRP の職業被ばく限度(年 50mSv、5年100mSv))を 適用。